

れておりまして、競輪事業全般について重要事項の審議をいたしておりますが、お話をございました競輪の存廃の問題というのが、最近非常にやかましくなつて参りましたために、その審議会にかけたということをございまして、実はその内容も、通産省で所管しておりますので、詳しくは存しておりますが、存廃の問題のために、特に委員の構成を変えたりしてやるというようではありませんが、特に存廃問題のために存廃の問題があるかもわかりません。実は私どもも新聞で、そういう批評が出ておりましたことを承知いたしております。お話しのように、具体的の人事につきましては、これは所属の所管庁の権限でございまして、行政管理庁では指示をしたり何かするということは適当ではないと考えておりますが、全体の運用としまして、制度の趣旨に沿うように人事構成をしなければならないということは、お話しの通りであると思います。いろいろな行政管理庁の権限の行使の範囲内で、そういうふうになりますように、何らかの形で推進するよう努めたいとしたと存じております。

議会を国会に提案したときは、その緊急性やら、緊迫性やら、重要性というものを、いろいろ説明をされて、われわれはそれを信じているから、審議会の設置について賛成をする。ところが、その審議会の設置されたあととの運用その他は、これが思わしくない、こういうことが起ってくるのであります。そして、そうなると、これは私は先般も實験をいたしました、行政審議会の中において行政制度及び行政運営に関する重要な事項、あるいは監察の結果に基づく重要な勧告事項を調査審議するという審議会の問題と、それから行政管理庁の組織令の中にある組織として持つております行政管理局、それから統計基準局、それから行政監察局、この三つがそれぞれの局の運用そのものについて、いささかわれわれとしては質問しなければならない問題が出てくるのではないか、こう関連として思うわけであります。また、当面競輪の問題とか、地盤沈下の問題等で、行管はこれこれ、一つ一つに適切な指示やら勧告やらを行なわなかつたことはけしからぬじやないです。また、当面競輪の問題とか、地盤沈下の問題等で、行管はこれこれ、一つ一つに適切な指示やら勧告やらを行なわなかつたことはけしからぬじやないかということを私ども取り上げようとするわけではありませんが、機構上ある問題として、この点が根本問題としてあるのではないか、こういうふうに考へるわけであります。この点どのようにお考えでしょうか、お答えいただきたいと思います。

りまして、審議会の運用につきましては、その内容的活動は、その独立的な性格を尊重して、やつていくとというのが当然であろうかと思ひますので、その審議の内容について、いろいろ意見を差しはさむということはいかがかと存じておりますが、ただ御意見がありましたように、その構成でありますとか、全般的運用管理ということなことにつきましては、審議会を設置されました本来の精神が十分生かされるようにしていくことについては、全体の管理的な立場からいって、行政管理庁が責任があると存じております。その方法といたしましては、あるいは監察的な手法でこれを監督することございまして、さらに指導的な方法で協議、連絡、打ち合わせ等によつて、運用の改善をはかつていくという方法もあらうかと思います。実は現在まで審議会そのものを対象といたしまして、お話を面は從来やっておりません。しかし将のようなことを十分行政管理庁がやつたかとおっしゃられますと、率直に申し上げまして、実はあまりそういう方面は從来やっておりません。しかし将来は、御意見のありますところを十分尊重して、審議会の運用が適切に行なわれるよう努力いたしていきたいと存じております。

議会といらうが必要だからといって作られたわけですね。民主的な行政を行なう一助にしてですね。そういう場合にいい例が、競輪のように世論と全然逆な方向で審議会の結論が出される。こういうことは、一休審議会の存置する理由があるのかどうか。そういうそのものはもとより審議会を作られたら、少なくとも少くとも世論におくれても、大体歩いていけるといろくらいのものが出てくるのが、私は審議会を作った理由でもあるし、まあ一般にこれが政治だとと思うわけです。行政上の業務を行なつていくためにも、審議会の持つている意味といふものは私はそういうものだと思うのです。世論に全然逆行して審議会といふものが運営されいいとは思わない。そういう点から考えてみて、競輪の審議会のようないものは、一体行政管理庁の長官ないしは政務次官としてどういふうにお考えになつてゐるか、これは存置するとかしないとかいうそんな問題ではないに、政治的な問題としてどう考えておられるか、一つお答えいただきたいと思います。

わないのである面も過無でない。やはり行政管理厅といたしまして、ただいま山口さんがお答を申し上げましたように、他省との関係もあり、また本厅といたしましても、これから十分御意向を承つて改善すべきは改善をし、また要するにできるだけのことはやつていかなければならぬ。この問題に対しまして前国会でこうであつたが、この国会におきましては地盤沈下の問題につきましても、私ども新潟の激甚の姿をまさまさ現察をして参りまして、これは容易ならぬことであるわいなどうよろくなふうに現察もをして参つておるのであります。こういう面におきましても、ほんとに真剣に考えていかなければならん。今後の要するにああした大災害はこれを未然に防いでいかなければならぬ。こういうことを考えますときに、さらに一つ、思いを新たにいたしましてやつていくべきではなかろうか、かようく考えております。しかし、御案内のように私のところもそうでありまするが、みな大臣を上にいただきまして、どうしてその業務をいたしております私どもの局の幹部諸公、また私ども御意向を十分に尊重をいたしまして、機会のありますときに、横川さんの御意思を大いに打ち出して、そうして御意向に沿うように、十分これから要するに努力をいたす覚悟でござります。どうか一つよろしく、何しろどもはなはだろうとでなつておらない答弁ですけれども、どうかよろしくお願ひいたします。

○横川正市君 これは、私どもは二百五十幾つかの審議会を、一つ一ついいとか悪いとか言ってやる、そういう所存ではないのです。ただ、前者の地盤沈下の問題は、作られた審議会とそれから促進決議との関係で、企画的にも、またわれわれとしてはどうも国会として少し意識の問題に問われないかと思われるようなふうな決議を、満場一致でわれわれは賛成したわけです。そうすると、これはなるほど審議会の提案されたときの趣旨というものを今一度の決議も私は出でておらない。ただ問題は、決議案の趣旨は促進されておらない、ないしは地元の人たちの満足のいくような結論が出されておらない、こういうところに決議案の出た趣旨があるわけなんです。そうなればおのずと審議会といふものも、そのものにメスを入れるということになるわけですね。競輪の場合も同じことが言えると思う。そこで、これは行政管理庁として、こういった審議会、他にも私は非常に重要な意味を持たせて作られておる審議会ばかりだと思うのですが、そういう審議会が行政の諸間に応じて、きわめて不満足な状態だといふようなことを新聞や何かで摘出され、報道されない前に、行政上の問題として取り上げて、それに対してメスを入れるという荒いことをされないまでも、促進をされ、あるいは運営をもつと適切になさしめるという指導があつてかかるべきだと思うのですが、そういう点についても行政管理庁としては組織上やつておるのでですか、それとも何か都合が悪くてできないでいるのですか、その点をちょっとお聞きしたいと思うのです。

○政府委員(山口 雪君) ただいま御質問のありましたような事柄につきましては、行政管理庁の組織といたしましては、一つは監察の方法がございまして、実際どういう運営をその省のその審議会が行なつておるかということを具体的に調べて、そうして適切でないならば、所属の大臣に対しても勧告をするという道があるわけございます。さらに一般的に非常に問題が多いということになります場合に、これを政府の全体の政策として取り扱いを変えるというような場合にはさらに閣議で、閣議決定をとるとかいう事柄につきましても、行政管理庁が発案をしてそぞういう措置をするというような道がござります。

からね。金の使い道は会計検査院が検査する、行政上の問題としては行政管理庁がやるよりほかしようがないわけです。そういう二つの方法を通じて今まで適切な指示とか、あるいは指導とか、あるいは閣内におけるところの閣議を通じて、そういう場所を通じてこの種の問題について適切な矯正策をとっておる、こういうことならばそれはその通りでいいと思うのですが、はたしてそれが適切に運用されているのかどうか、この点は私たちとしては疑わざるを得ないので。この点御説明願いたいと思います。

○政府委員(山口酉若) 運用の問題については、委員をどういう人選をするかということを一つの問題といたします。公務員が非常に多過ぎると、いうようなこと、それから非常に兼職が多くて困るというようなことがございまして、公務員の問題につきましては、次官会議等で申し合わせをいたしておりますが、さらに関議にも議案をあげております。しかし、まだ現在これは国会議員を審議会に入れる場合の取り扱いといふようなことにつきまして、いろいろと最終的な最高方針がきまりませんために、閣議決定にはなつておりませんが、そういう問題について行政管理庁としては発案をいたしております。それからさらに存否の問題、もう運用上これは要らないのではないかといふようなものにつきましては、逐次調べまして、これは行政審議会等の意見もございますが、各省に廃止してきます。だんだんと廃止しておるものもありますし、現在のやつております当面の審議事項が済んだら廃止をいたしております。だんだんと廃止してお

するといふようなものござります。し、いろいろ事情がございまして一律には参りませんけれども、すでに存在の必要が薄らいだのではないかといふものにつきましては、できるだけ強力に廃止方を懇意いたすというようなことをやつております。具体的な個々の運用につきましては、ほかの政府委員から申し上げます。

○政府委員(原田正君) 行政監察を行ないまして、その行政に関連しました個々の審議会の運営状況等についての調査をいたしましたことはあります。たとえば交通行政に関して運輸審議会、あるいはたしか社会保険等に関連しました各種の審議会等、そういうものの運営を個々の行政の監察に関連をしまして調査をしたことはございまします。それらの中におきまして、たとえばその審議会の運営において委員の出席が十分でないとか、あるいは会議の開催が不十分であるとか、あるいはまたその審議会にかけられる案件が当局の説明に基づいて比較的十分な審議がなされずに結論が出されておるような場合があると、そういうようなことがあります。具体的なこまかの資料はさしあたり持つておりませんので申し上げませんけれども、そういうことは行政監察に関連しました面につきましては、審議会の運用を調査したことほござります。

○横川正市君 おそらくそういうことはあるのだろうと、いう程度に認識をしておったのでは、監察局の任務としてはやはり十分だというふうには私どもはちよつと考え方ではない。そこで、適切な例としては今の競輪関係の審議会があるわけですが、社会悪だ、

しかし、これは必要悪だ、その地方財政上もこれは必要なんだという結論を最近出しておる。その結論を出したあと、世論がほんはいとして袋叩きをいたしておるわけあります。その中で兵庫県だけが廃止をしておる。こういう状況というものを私どもが考えるとさには、やはりこれは運用上の問題等から監察局としてはどういう結論を持つかは別として、具体的にこの審議の内容とか運用とか、こういった問題についてどうされているのか、この点を注意をするといろくらいいなことはあるのではないかと思うのですが、こういう問題について注意をされて、そして具体的に何をされたかということが答弁されれば、一番いいと思います。その点を答えていただきたい。

競輪等の問題につきまして、各地で行政上のトラブルが起る、あるいは問題があるといふような場合におきましては、それらに關した情報が参考になります。ただ、行政監察の立場といたしましては、われわれは現在の法制とか制度、あるいは予算のもとにおいて行なわれております行政の実態を把握して、それが適切に、効果的に行なわれているかどうかということに主眼点を置きましてその監察をしました結果として、制度なり運営を改善しなくちゃならぬ、こういふような結論が出来ます場合におきいてその勧告をいたしますという立場をとつておりまして、政策そのものが、たとえば審議会の結論そのものが適切であるかどうかということ、あるいは現在の制度を改正をするということを目標とした意味の監察というものは、第一義的にはそこに主眼点を置いた監察は実施をいたしておらぬといふような状況でございます。従つて競輪の存廢問題のことき政策的な問題につきましては、われわれのやつている行政監察はこれは正しい、これはいかぬ、そういうふうな結論は監察の結果として出すということは比較的困難な状況にある、こういう状況でござります。

おりますが、その点はそれなりに理解することができると思ひます。しかし、監察局の使命とか、それから任務とかいう面からいへば、非常にこれは不十分であるといふ点だけは指摘できることで、私は何も結論がこういうふうに出されたとか、ああいうふうに出されたとか、ああいうふうに出来たとか、ああいうふうに出されたいことで、その結論がいいとか悪いとかをあなたに判断をしてくれと言つてはゐるわけぢやない。そうではなに、少なくとも民主的な行政機関の諸問題として出されて、作られております審議会の提案されたときの趣旨といふのは、私は少なくとも世論と背を向けて独走するような格好のものを、おそらく審議してくれといつて提案したんじやないと思うんですよ。もつとやはり世論に行政といふものが奉仕をしていく立場に立つて、少なくとも一步や二歩くらいおくれても世論とついていける、おそらくまあ世論といふのはあとからくるものだと思いますが、そういう内容のものであるべきはずなのに、このような審議会の結論に對しては、全く世論と背を向けてしまつているという、そういう状況を判断をして、そういうふうになつてくると、競輪審議会といふものの今度は運営ですね、おそらくまあ人選の問題もあるのでありますしようし、運営の問題もあるでありますようし、それから通産省としての競輪審議会に対して出ていっている人たちの、事務当局、おそらく事務上の責任は全部通産省の役人が持つてゐるわけですね、そういうようないろいろな觀点から、行政管理庁としては当面監察目標の中に、まあ二十数項目ある中に入つていなくて

も、私は重大問題として検討してみる必要はあるんじやないか、あるいは運営がどうなつておるかを監査してみると必要があるんではないか、こういふふうに考えるわけなんあります。なまほんど国家行政の組織が膨大でありますから、もつと他に重要問題があるんだ、こういふふうに言われることもわかります。私はこの種の社会問題を惹き起して、もつと他に重要問題があるんだ、こういふふうに見えていいと思うんですね。そういう重要な問題の項目に入る入らないといふ、そういう議論ではなくして、少なくともこの種の問題に対しても、もっと注意を払つていいのではないか、こう思ひのりますが、局長としてどうお考えになりますか。

○政府委員(原田正君)　ただいま申されたよな正規の行政監察項目として取り上げない事項でありまして、そのときどきに起りまする各種の政治的な問題、特に国民の生活等に非常に密接な関係のありまするよな行政、そういう問題につきましては、時々それぞれ関係各省庁に連絡をして、その状況を調査をする、あるいはまた現地にありまする行政監察局等におきましてその実情を調査をして中央に報告をして参る。必要ある場合におきましては各省に連絡して、また参考送付するというようなことをいたしておるわけであります。ただいまの競輪の問題等につきましても、だんだんお話しのよう、審議会の結論といふものと、国民の世論と申しますが、そういうものにギャップがあるよな状態であるということありますれば、それらの

運営の状況を正規の行政監察としないか、いは通産省等の意向を開き、現地の実情を見るということは可能なことを希望します。そういうような点につきましては、今後十分な調査をしてみたい、かように考えております。

○矢嶋三義君 ちょっと興連。局長の答弁を聞いておつて、僕は一つ疑問点があるんですがね。それは行政管理庁としては、たとえば審議会、調査会を廃止するとか、新たに設ける場合に、そういうものが適当であるかどうか、必要かどうかといふようなことについては、管理庁は当然発言権を持ち、また義務づけられているものだと僕は思うのですがね。それからまた、審議会の運営が適当かどうか、その調査もあなたとのところの義務であるとともに、あなたとしては権限でもある、かよろしく私は思うのですけれども、あなたの先刻來の横川委員に対する答弁を聞いていますと、何か非常にみずから義務と権限を非常に狭めた立場で答弁され、そういうふうに解釈されているような印象を私は非常に強く受けて心外に思つておるのですが、明確に一つ答えていただきたい。

○政府委員(原田正君) ただいま私の答弁いたしましたのは、行政監察局の立場として答弁いたした次第であります。従いまして審議会を新たに設ける、そういうことについての設立の是非とか、そういう問題につきましては、管理局の方におきまして審議をする、こういうことがあり得るわけであります。その点監理局の役割と、行政監察局の役割といふものは最終的には相関連しておりますが、當時の業務の

分担としてはさよろに分かれておる。そういう次第であります。

○矢嶋三義君 そろすると、私の伺っているのは、後者の監察の点についてですが、私の聞き落としかもしれなけれども、あなたの先ほどの横川委員に対する答弁からは、審議会の運用が適當であるかどうか、その実情等についての調査とか、あるいは勧告等についてはやや消極的な、非常に局限された角度から解釈されているよう私なりに聞き取れたのですが、その点もう一回お聞かせていただきたい。

○政府委員(原田正君) 前にも申し上げたのでございますが、行政監察、行政に関する運営をしまして審議会等の運営を見て、そういう場合におきまして審議会の運営の実態をよく調査してそろして結論を出す、こういう場合におきましては、もちろん今お話しのようないくられた立場におきまして監査の結論を出すということはございません。

○政府委員(新井京太君) 横川さんによつて……私はよく横川さんの御意図を承つて肝に銘じております。これは各幹部とも御相談願つて、そうしてできるだけこの問題は御趣旨に沿うべく私は調査をやってみることも本意ではなからうかと思いますので、どうかこれはおまかせ願つて、私は役所に参りましてよく皆さんと御相談して、そらして御趣旨に沿うべく努力いたしたいといつ思います。この辺で御了承願いたいと思います。

う政務次官の意向には、ぜひそうしていただきたいと思うのです。ただ、地盤沈下の問題等でも、審議会が提案をされたときの趣旨に従つて私は積極的に運営されておれば、もう少し地盤沈下の対策について積極的な行政上のいろいろな手段方法を講ぜられるのではないか。ところが、それが行なわれておらないということは、とりもなおさず審議会が動いておらないといふこと、審議会が動いておらないといふことは、提案説明されたときの趣旨とこれが違った運営をされているのじやないかということになる。それが世論からいろいろ要望されて、超党派的に、また再び国会で今度は決議案として出てくる。こういうようなことは、私は行政管理庁の任務といふものは、いささか怠慢と言えば、まあ一生懸命やっているんだろけれども、いろいろ足りないものがあるんだ、こういうふうになるかと思いますけれども、これはやはり国会で審議会を作るわけであります。その国会でまた今度は決議案を満場一致で議決するなんといふことを、あまりこれは権威のあるやり方ではない。そういう観点から、そういうふうなことを再び繰り返さないようにするために、何といつてもやはり私はこの審議会の運営そのものに、管理庁としても少し注意を払つて、そうして大体まあ地元の人たちの要望にこたえられるような結論を早く出してやる。これがまあ任務なんですから、そういう指導をするといふことが私は建前だらうと思うのです。それがそういうふうに言わればやりましようといふではなくて、二百五十幾つあるわけですからね、審議会が。これはやつぱり

それを重要な任務を持つて出されいるわけなんで、おそらくまあ各省が責任を持ってやつてあるでしょうが、その不備な点については、やはり管理庁として注意をする、常に注意をしていくということが必要だ。この点については一つ管理庁としては、まあわざわざそれがすぐやれたんだ、こういふふうに答弁されるのか。その点をわざわざとしてでははつきり聞いておきたいわけです。

○政府委員(新井京太君) ごもっともござります。これからは十分注意を払いまして、御趣旨に沿うべく一生懸命やりますから、御了承を願いたいと思います。

○横川正市君 一生懸命やると言われて満足しないわけはないわけなんですねが、(笑声)現在の機構の中で、これはやれるのかどうか。一つ管理局長、監察局長、それをお答えいただきたいと思います。

○政府委員(山口西君) 審議会の審議の内容については、これは独立性を保たしめておりますので、いろいろ行政官側から指導的なことはできないとおもいます。行政監察は行政全分野にわたりましての監察、こういう広い域を常時、運営を注視しておりますことは、現在の実情ではとうていできないのであります。行政監察は行政全分野にわたりましての監察、こういう広い域を常時、運営を注視しておりますので、審議会の運営を常時、常に見ておるという格好になります。前に申しましては、監察をやる、その中におきまして、その関係の審議会の運営を監察すると

ただきました地盤沈下対策審議会につきましては、これは横川委員が十分御承知のところでござりますけれども、審議会が非常に錯綜しておるということが、この審議会を特に設けて調整していくということになつたのでございまして、おそらくは、その利害関係の調査ということは簡単でございませんので、審議にあるいは手間取つておるのではなかろうかと、かように考えておりまして、はたして直ちにおそいかれわれとしてははつきり聞いておきたいわけです。

○政府委員(新井京太君) ごもっともござります。これからは十分注意を払いまして、御了承を願いたいと思います。

○横川正市君 一生懸命やると言われて満足しないわけはないわけなんですねが、(笑声)現在の機構の中で、これはやれるのかどうか。一つ管理局長、監察局長、それをお答えいただきたいと思います。

○政府委員(原田正君) 行政監察の立場といたしましては、審議会としましては不適切なものがあると存じますので、今後管理局の方の仕事といたしましても、あるいは監察の方にお願いいたします。しかし、お話しのように、そのほかの問題でも実は審議会の運営としては不適切なものがあると存じますので、今後管理局の方の仕事といたしましては、あるいは監察の方にお願いいたします。しかし、お話しのように、その他の問題でも実は審議会の運営としては不適切なものがあると存じますので、今後管理局の方の仕事といたしましては、あるいは監察の方にお願いいたします。

○横川正市君 これは各者が独立制で審議の進歩状況みたいなものを逐次管

理庁へ報告をされているのですか。それともそうした点は、自然報告はなく、何か必要があつたときだけあなたの方から自動的に監査をする、こういうものを、この資料をずっと目を通します。非常に感心したことがあるんです。同時に非常に不満を持ったのであります。その中に昭和三十三年十二月十五日の第一号といふ答申が出ております。この第一号答申の第七ページ「審議会等の整理」といふところがあります。「審議会等の整理」これを見てみると、前回の当委員会において超党派で議論された雑多な審議会を整理しました。審議会長の河合良成さんから行管署にわたりましての答申が出ているにもかかわらず、その他の問題につきましては、これは常時調査しているわけではございませんけれども、一つのペーパー報告だけに現われております。しかも、この答申は三十三年の十二月十五日に出され、審議会長の山口喜久一郎氏にあてられたものであります。三十三年こういう月で、審議会長の河合良成さんから行管署の仕事は、ことに監察業務は、いいなりばな答申が出ているにもかかわらず、政府はやろうとする誠意がない。私はこれを見て感ずるのは、行政管理局の仕事は、ことに監察業務は、いいなりばな答申が出ているにもかかわらず、政府はやろうとする誠意がない。けれども、一つのペーパー報告だけに終わっているのではないか。これだけのいい着眼が、われわれに配られるまで気がつかずに机の引き出しに入れておるのじゃないか、こういう感じがする。これが役所の仕事です。これを知つておればもう少しこの前の委員会で決議がなされたときに、そこで政務次官の答弁を定例的といふわけではありませんけれども、一応ある程度の期間をおいて決定すればあすみでできることがあります。予算は減るのですから予算の裏づけをとつて参つております。で、これは

けは要らない。これだけりっぱな答申を二年間も放つて置いたということはないなぜか。岸内閣は口には行政整理とか何とか言いながら、やる誠意と勇気がないということが何よりもこれによつて証明されておる。超党派の要求ですから、委員長からも特に政府に御注意をなされてできることならばこの通りばな答申を今国会中に整理をするよう事務を促進してもらいたい。これを益谷長官にお伝え願います。

それから審議決定で設置されたもの
はこれは廃止すべきであるというの
で、これは審議会をいたしましては廃
止いたしました。今一つ残つております。
止の閣議決定は延びております。それ
から特殊土じょう地帶対策審議会、離
島振興対策審議会、台風常襲地帯対策
審議会といふようなものがござります
が、それからお急傾斜地帯農業振興
対策審議会、混田単作地域農業改良促
進対策審議会、その他特殊地帯の振興
対策審議会は、これは期限つきになつ
ておりますので、期限の到来によつて
廃止される予定でございます。それか
ら引揚同胞対策審議会はこれは廃止い
たします。それからなおその他のもの
につきまして、ただいま十分記憶いたし
ておりますが、現在動いておるもの
につきましてはその一応の審議、答申
等が済んだら廃止する、そういうふう
なことで大体話がついておりますが、
なお一部関係省でぜひ置きたいといふ
ようなものもございまして一、二まだ
解決していないもののござりますけれ
ども、できるだけ解決するように努力
するつもりでおります。

百五十幾つの審議会、さつと見ました
が、半分くらい死んでおるような感じ
がするのです。どうかすると全然手を
つけておらない。各代議士が選舉対策
で九州開発審議会とか、東北開発、四
国開発、国土総合開発とか、これはみ
な選舉対策からできた審議会が多い。
農林省関係も同様です。こういやつ
を断を下すのが行政管理庁の大きな仕
事と思う。特にその地位に副總理を充
てておるということは、これは非常に
意義がある。副總理の立場で總理に決
断を迫つて、勇敢にこの答申を本国会
中に出すか出さぬか、それを一つ政務
次官から益谷長官に重ねて強くお伝え
を希望しておきます。

○委員長(中野文門君) 速記をとめ
て。

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を起こし
て。

これにて暫時休憩いたします。午後
は一時半から再開いたします。

午後零時二十七分休憩

いものですから、中には非常に生まれ生きと活動している審議会等あります
が、また反面全く有名無実といつもやうなものもあるわけですね。だからその必要性と実態を十分あなたのことろで調査され、そらしていすれも立法府が審議成立さした法に基づいて求められているものですから、立法府の関係委員会等の意見もしんせきして対処されるべきである。かのように私は考えます。政府側では審議会の中でも煙たがる審議会は煙たがる。ところが、そういう懸念がなくして大体政府の立案する政策をうのみにして、そらして答申していく利用価値のあるような審議会は、そろ活潑に動いてなくともそれを重要視している、こういう傾向があります。たとえは具体的に言いますと、離島振興対策審議会などといふのは、これは大蔵省あたりが最も煙たがっている審議会です。しかし、これは離島僻地の後進性打破はその必要があるし、その点ではこの離島振興対策審議会等はずいぶん実績を残して参つてきているわけです。この答申にはなるべきすみやかに廃止をするのを適当とすると、いろいろな答申がなされてくる。こういふものを見れば、大蔵当局は喜んでこれを廃止すると思うのです。しかし、今のこの離島の島民の生活の実態、それから離島を多くかえている都道府県の財政状況並びに県政一般等を考える場合に、離島振興対策審議会等は政府の一部に煙たがる面がありましても、これらは廃止する段階ではないと思うのです。例をあげ

は、また台風常習地帯対策審議会、これも設けられたけれども、大蔵省が予算に影響することをおそれてきてやはり圧力を加える、その鼻下をかがつて所管官庁が積極的に動かない、ということとで冬眠状態を続いている。では台風常襲地帯対策審議会はそれでいいのかというと、日本のこの台風災害国としては絶対それではいけないわけで、しかも、そういう審議会はこの答申によると、廃止を適当とする。こういう答申がなされている。だから私は冒頭に申し上げましたように、その点で若干年前中の辻委員の政府委員に対する要請とちょっと違う面がありますので、こういう意見もあるということを耳に入れておく必要があると思って若干つの意見を申し述べ、質問いたしました次第です。御答弁いただきます。

○政府委員(山口酉君) 審議会の整理につきましては、御趣旨のよくな御旨で努力をして参つていいわけございますけれども、実はまだ十分の成果も上がっているとは思いませんので、そう今後努力をして参りたいと思います。それからできるだけ时限立法にした方がよろしいという御意見でございますが、これにつきましては、特別の政策の決定のような問題につきましては、できるだけ时限立法にするという方針にいたしておりまして、昨年度からそういう方針で査定をいたしております。ただ、當時起つてくるような問題について審議会制度を設けておりまのがございますので、そういうものにつきましては、时限立法をとつておらないわけでござります。今後もできるだけ时限立法を本則とするようになっていきたいと存じております。

○矢崎三義君 この審議会等が出た機会に、この委員の件について私も一言何つておきたいと思います。数年前私は議院運営委員会の理事をやっていました時にこれは論じたのですが、政府から承認人事案件として出て来る、それが見えたたびに頗るこれがきまつてしまふといふので、先般来本委員会で論じられてはいるようなことが当時の議連である。そこで、政務次官に責任答弁をしていただきたいと思うのですが、もう委員になる常連が、そういう全部に近いぐらい、特別な人以外は全部一応常連の人にはしばらくお休みいただいてみたらどうかと思うのです。それ、もう委員になる常連が、全部に近いぐらい、特別な人以外は全部一応常連の人にはしばらくお休みいただいてみたらどうかと思うのです。それからうして新陳代謝をやりますと、やはり人が違えば人の見方が違うし、また新しい人が出て参りますし、それから先輩の意見、先輩のやられたことは業績として残つて参りますし、そこそこまた新しい人が出て新しい意見が出て参りますと、さらにプラスの面も出てくら

ムになつてゐる点がありますから、この段階に思い切つて常連の方々にお休みいただいて、そして委員を逐次一新していく。こういう僕は方針をとらえ、そういうふうに私は指導をされたらどうかと思うのです。そうすることによって審議会の動きといふものは、きわめて活発になつてくると思うのですが、でないと僕は六、七年前からわれわれが要望し、主張しておったことを振り返つて、百年河清を待つたぐいだとかよくな今から感じてゐるわけですがね。従つてそれを伺つておきたいと思うのです。一つ責任答弁をやつてもらいたいと思います。

○政府委員(新井京太君) ただいまの矢嶋さんのお説の通り、どうも私どもが五十年も長い間地方自治に關係いたして参つて見ておりますといふと、どうもそういうくらいが多分に私はあるよう存じております。確かにたまには更始一新、要するに人を変えてやつていくといふことも私は悪いことではない。なかなかこれを更始一新といふことが、旧来のしきたりから見まして、容易なことではないと存じますが、今のお言葉のように私はできるところでれば機会を見て一つ一挙にはできなくとも、漸進的に委員の差しかえをしていくといふようなことはまことに私はけつこうなことだと、もしさういうような機会がありましたら、私はただいまの矢嶋さんのお趣旨に沿うことがけつこうなことじやながろうかとさように存じております。できるだけお趣旨に沿う所存であります。

○矢嶋三義君 そこで、長官お見えになつてないですから、お約束していただきたいと思ふのですがね、次官か

ら私の質問趣旨、それからそれにに対するあなたの答弁要旨を長官にお伝えいただいて、長官を通じて、閣議によりよき影響が現われてくるよう御配慮、措置していただきたいと思うのです、このお約束をして下さい。

○政府委員(新井京太君)　お説に従いまして、近い機会に長官にお目にかかるつて、矢嶋さんの御趣旨並びに私の気持を長官に伝えまして、そうして何とか一つ御趣旨に沿うべく努力をいたすことをお誓いいたします。

○矢嶋三義君　事務当局はもちろん異議なく政務次官をその点で補佐いたしましたね、事務当局の答弁。

○政府委員(山口酉君)　御趣旨のようにないたします。

○矢嶋三義君　今度違う面から承りたいたと思うのですが、私は、この行政管理庁という役所は相当広範です、ぶん大切な仕事をされておられるにもかかわらず、さすがは管理庁だけあって定員化が思いのほか少なくて、管理庁全体の予算額も予算書を例年見るたびに、こんな少なくしてよくやると、こういう感じを持つておるわけです。今度の予算書を見ても定員が千六百八十八人わずか、そして行政管理庁の要求予算額は約十七億六千万円にすぎないわけですね。そうしてこう行政管理庁と出ておりますから、転用をこれは大臣の了承を受ければできるわけですから、そもそもられるつもりかと思われるけれども、転用する余裕のある予算額といふものはない。しかも、私が一番疑問を持つておるのは、行政監察旅費といふのが約三千九百万円しか組んでない。この三千九百万という行

いつでも私は疑問を持つておる。それでは、予算書が行政管理庁でこう一本になつてゐるから、流用は大蔵大臣の了承を得てできるだらけれども、しかし流用しようにも他にそんなものはない、定員は千六百十八人、ところが今度の法案を見るといふと、こういう改正案にもつてきて、予算及び定員の増減はない、こうしてあるのです。が、監察業務のほかに行政管理局及び統計基準局の事務の一部が加わるといふことになると、監察業務を從来通り推し進めていこうとすれば、どうしてもその方面的定員といふものは不足しきるのでではないかと、かように感ずるので、これは事務当局の見解を聞きたいと思いますが、今度はこの法律を通していただいておいて、次の国会で定員増化を御審議願おうといふような考え方なのか、どういうおつもりでいられるのか伺つておきたい。

いることを聞き及んで参ったのでござりますが、ほんとうにただいま矢嶋さんから、予算どうするのだ、これくらいの僅少の予算で何ができるのだ、といふお言葉をいただきまして、ほんとうに私はかたじけない、このお言葉を聞いていただいただけで、いかに、ます、序の一生懸命協力をしているという話を聞いて参つておるのであります。どうかほんとうに涙の出るような思いをしてお話し下さいませんが、来たるべき明年度の予算には、ぜひ御増額に御同情、御協力を矢嶋先輩に一つ切にお願いいたしておきます。どうぞよろしく。ほんとうにあまりうれしいので感心わざつて一言感謝の意を申し上げます。

しますと、行政監察の機能を弱化させ
るおそれがございますので、長官が特
に必要と認めた場合にだけその事を
て実際に命ぜられることになると存
じます。できるだけ監察業務の弱化を
来たさないよういたして参りたいと存
じます。ただ、でき得るならば、お
話しのように、人員も予算もそのため
にふやして、十分に活動できるように
いたしますと、それにこしたことはな
いわけでございます。ただ、行政管理
局では、実は、この機構や定員の問題
につきましては、できるだけ圧縮して考
えて、そりとして他の行政機関の定員や
予算を査定する上につきましても、十
分範となり得るようなやり方をしたいと
いうので、できるだけ圧縮して考
えておるわけでございます。将来、業務
実施の状況にかんがみてどうしても増
員の必要があるということになれば、
あらためて御審議をいただくつもりで
おります。

限といふものがございまして、そのためには、たとえば、必要な調査個所を十分に調査することができない、あるいはまた、適当な対象個所がありましては、それが遠方である、そのために旅費を要する、こうしたことのために十分なそういう面の調査ができないとか、まあいろいろそういうような欠陥があるのですございまして、それらの点から毎年監察旅費の増額をお願いいたしましたが、必ずしも現状をもちましても十分でないということは、ただいま政務次官から御答弁申し上げました通りでございます。

事院總裁にこの際緊急な案件として承つておきたいと思うのです。で、まことに、昭和三十五年度の予算編成作業の最終段階に入る前に、私は、この委員会で、益谷國務大臣に対して、昭和三十五年度において機構改革はどういうことをやるつもりかということを若干意見も加えて伺つたところが、昭和三十五年度においては、この通常国会には行政機構の改革といふものは各省府希望もあるようだが、御遠慮願つもりで、一切やらぬつもりだと、かように答弁されたわけです。それは昭和三十五年度の予算が確定までにいかなくとも大筋のきまる直前ですよ。十二月に入つてからの質疑だったのです。ところが、その後若干機構改革の案が出た。特に自治府を自治省に昇格させる、そういうものも出てきているわけですが、それは他日論ずる機会があるから、そのときにしますが、最近人事院の改組といふ問題がクローズアップしてきているわけですね。これは非常に大きな問題だと思う。今、国際化は安保条約の審議に耳目が集中されているから、そろ多く取り上げられていないですけれども、この人事院の改組といふ問題ただ一つ、これは非常に大きな問題だと思うんですがね。長官ときよもお見えになつていませんが、行政管理庁として、長官としてはどういふ考え方でおられ、また、人事院の改組といふものがどういふ方針でなされようとしているか政務次官は了解されておられるのか、それを政務次官から申し上げなければ相なんらんのであるからます伺いたいと思います。

○矢嶋三義君 その答弁のある前に伺いたいんですがね。各紙にも報せられたのですが、事務次官会議で内定をしてその後方針が大体決定されたということを報ぜられているんです。そななりますと、おたくの事務次官、これは必ず出しているんですね。また、出なければならんと思う。そななりますと、当然、先ほど私が申し上げましたように、昨年末の本委員会における長官の答弁からしましても、まだ、行政管理庁といは立場においても、行政管理庁の府内会議で十分ディスカッスされたものをもつて事務次官はその会議に出られていると思うんですね。従つて、私は、政務次官もこの重要な問題だつたら、大体骨子といふものは御把握になつておられると思うんですね。だから、詳しい事務的なことは局長から承るとしても、政務次官としてはその経緯をどううふうに了承し、どういう御見解を持つておられるのか、あとう限りのことをお答え願いたい。

○政府委員(新井京太君) 毎週私どもは次官会議を開いておりますが、こういう大きな問題に対して次官同士の間で検討論議をしたことはないのであります。いろいろ問題について御説明を承つたことはありますけれども、これに対する対してわれわれの意向をこれはどういふほし、ああしてほし、といつて、その意向に基づいて一つの案を要するにこしらえ上げたというようなんことは、まだ私は一度もございません。

はなはだ不勉強のようですが、いまする

が、そういうわけで、この問題につきましては、次官会議で当然検討をしてこうだという御答弁を……これは事務次官のほうの会議で検討御決定のことと思いまして、政務

次官の方は……

○矢嶋三義君 次官が事務次官会議に出るにあたって

は、事前におたくの役所で、内閣で十分デスクアスされてなければならんものだと思う、されたはだと思う。だからおたくのお役所でどういうことが討議されどういうふうにお考えになつていらっしゃるのかですね。政務次官としてもどういうお考えを持つていらっしゃるのか、その御所見を承りました。

○政府委員(新井京太郎) 行政審議會
の答申に基づきまして、そしてそれを
ああいうふうに決定したのだといふこ
とであります。それに私はなほだ申し
わけないようでありまするが、ただい
ま申し上げましたように次官会議では
そういうふうに踏み込んでいろいろな
案件について検討調査をして結論を出
したというようなことは、まだかつて
出つくわしておりませんで、この問題
につきましては要するに人事行政機
構……。

条第4号の趣旨を考慮し、人事院を分割して総理府に人事局を設け、人事行政に関する企画、立案、国家公務員全般にわたる人事行政の実施、及びその総合調整等に当たらせる。国家公務員の給与、待遇の改善等に関する勧告（行政

部内の特別職を含む。)及びその研修、採用試験、公平裁判等、人事行政の公平の確保及び公務員の福祉、利益の保護は、従来どおり人事院につかさどらしめる。」こういうことになっておりま
す。

○矢嶋三義君 月二十二日にいただいたい河合審議会長から山口長官への答申の第一項を読まれたわけです。これが出てているということは去年からわかっているわけで、だから私は昨年の年末に益谷長官に伺ったわけですよ。その当時益谷長官がそういう答弁があつたからね。その益谷さんが私に答弁された後にこういう文書が出てきたわけじゃない。だからそれらの関係を聞くつもりなんですがけれども、まあ益谷さん本人がおられない、と謹末をなさないので、あなた

おると思ひますけれども、これはすでに閣内で問題になつたときに、行政管理庁としてはたしてこれがどういう審議をして三十三年十月出たやつをこの国会に出さなくちゃならんといふところまで行政管理庁踏み切つたその理由を一つ聞かしてもらいたい。

それと同時に、人事院總裁につ尋ねますけれども、この前の委員会、日本にはちよつとはつきりいたしませんけれども、この前人事院總裁の答弁では、これについては何ら人事院に相談がなかつた。こういう御答弁だと思います。もちろん、法律上の権限あるなしは別としまして、重要な戦後できた人院の組織をこれに変える場合に、現在その責任に当たつておる當局の意見も聞かずにこの国会に出そうといふ政府の意図がどこにあるか。この点をはつきり御答弁願いたい。そうでなければ、この法案は本日議題になつておるこの一部設置法の改正の問題とは関連直接ないといつましても、われわれ行政管理庁の職権、機能から申しますと、この法案の審議に今後当たる場合にはおきましては、今後この答弁がはつきりしない限りにおいては、この法案の審議にわれわれ参画するということについては、若干考へざるを得ないという点もつけ加えておきたいと思う。

○政府委員(新井京太君) 人事院の改組の問題につきましては、これは第三次行政審議会でもほぼ同趣旨の答申がございまして、ただ、その場合には人事院を廃止する。そして総理府に人事

ざいました。しかし、その後これをもとにしました法案を提出いたしましたが、国会では縦縦審議になつてその後廃案になつておりますが、第四次の行政審議会においては従来の経過にかんがみて人事院は存置する。そして人事院の公平維持、公務員の利益保護というような立場における仕事は、第三者的機関として認めよう。しかし、人事行政そのものの実施の責任者としては、政府自体が責任を明確に負うといふ体制にしようというような趣旨で、第四次の答申がなされておると思うのです。それにつきましては、この答申は昨年の一月二十二日になされたわけですが、直ちにこれは総理府の方に人事局を設置するといふ問題になりますので、人事院の現在行なつておる分掌事項をそちらに移すといふことで、人事院と總理府と折衝をいたしましたというふうに聞いております。しかし実は私はまだその当時の事情は詳しくないのでですが、人事院總裁の御病気か何かで、なかなかお打ち合わせが具体的にできなかつたといふことで、三十二国会には提出するまでに至らなかつた。しかし、この政府の第四次の答申を受けた処置といふものは捨てておりませんので、その後も検討中であつたわけでござります。

○政府委員(浅井清君) これまで人事院の機構改革は、たびたび出ておりましたのですが、その場合はいつも相談を受けております。私は矢嶋さんといつぞやの委員会で申し上げたのは、今回です、今回の機構改革については相談を受けていたかったということを申し上げたのであります。ただいま行管の管理局長が言われたのは、そのもう一つ前の話でありまして、これは私病気も一応認めておりますが、全然新たに十五年度の予算編成の際の審議として内部部局の増設をはかったものは、予算の段階では一応行政管理庁といたしましては、これを全部認めないと、ことにいたしたわけでございます。その点を申し上げたことを存じます。

○矢嶋三義君 管理厅長官が来てないから、ちょっと局長に聞いてもしょらないと思うので、総裁に伺いたいと思うのですがね。伝えられる内定内容といふものは、今まであなた方と協議してやられたものかどうかですね。昨日の各紙は、小笠内閣官房副長官が吉岡事務総長が、その小笠副長官から吉岡事務総長に話があつたという内容は、あなた方は協力してほしいという申し入れがあつたということが伝えられているんですねが、吉岡総長出席願つたところが、総裁で全部答弁できるから総裁だけ出席します、こういう連絡です。従つてあなた承知していると思うのですが、それはどういうものか、お答え願いたいと思います。

見が合わず、そのままになつてしまつたというのが実情でありまして、私の申し上げたのは今回の、といふことでござります。それでそれは一昨日までのことを申し上げてゐるので、一昨日官房副長官から事務総長に対してもそのよしなもの渡されて、そろして連絡をする、こうしたことでございました。

○矢嶋三義君 そのメモのよしなもの渡されて、連絡するということだといたのですが、そのメモとはどういうものなのか、それを伺つておけます。

○政府委員(浅井清君) これはやはり人事院の改組に関するきわめて簡単な素案でございますが、その内容につきましては、これは政府内部の文書のやり取りでござりますから、これは私からこの席上で申し上げることはどうかと思います。これは内閣の方から、もしくはこの席上で発表されれば別でございますけれども、私から申し上げることは差し控えたいと思います。

○矢嶋三義君 その連絡するという言葉は、まあこういうことを考へてゐるが、人事院の意向を承つて協議しようとして、そういう趣旨のものではなくて、政府の方針に従つたと、まあ通告というような立場で、吉岡事務総長と小笠官房副長官は会われたと、こういふことなんですか。

○政府委員(浅井清君) これは通告とか連絡とか協議とか、それはいろいろ言葉によつてあやがござりまするけれども、これは連絡を初めて受けたわけですから、こちらから意見を言

うとかいうような余地はあるよううに思
います。

○矢嶋三義君 人事官会議を開いて検討な
ども、浅井総裁は、もう勇退の時期が
近づいたので、この自分で苦楽をとよ
にして育てて参った人事院の危急の時
に対し、元通りの熱意が見受けられ
ないようだといって懸念している向
きあります。

○矢嶋三義君 人事官会議を開いて検討され
たかされてないかということです。

○政府委員(浅井清君) これはもう人
事官は、御承知のように常勤のことであ
ございますから、いつでも会議は開か
れるのでござります。

○矢嶋三義君 いやすでに検討された
中でございます。それでなぜそう申し
ますかと申しますと、これはきわめて
素案でございまして、われわれわから
ないこともござりまするから、向こうへ
へ尋ねたりするような手続もとつてお
ります。

○矢嶋三義君 それでは現在の時点
は、人事院としては、そのよく内容が
わからぬ素案、メモを検討して、そ
うして不明な点を伺って、そうして人
事院としての態度を決定して何らかの
意思表示をすると、こういうお考えだ
ということですか。

○政府委員(浅井清君) その通りでござ
います。

○矢嶋三義君 その手続をいつごろま
でにやられるつもりですか。

○政府委員(浅井清君) いつごろまで
とはきめておりませんが、何しろ二十
八日云々という話もござりますから、
なるべくすみやかにやりたいと思つてお
ります。

ない、条約の批准によつて公務員に団交権を与えるならともかく、依然として団交権、争議権を与えないのならば、人事院を改組する必要はない、かのように思うのですが、あなたの所見はどうですか。

○政府委員(淺井清君) 第一点といたしまして、私どもはこの ILO の条約の批准と人事院の改組というものが、必然的に結びつくかどうかということに疑問を持つてることは事実でござります。それから第二点といたしまして、公務員に団交権をここで与えるならば、人事院という制度は要らないかもしれません、これは団交でやりますから。そうではない限り、やはりこの中立性を持った機関が要る。それからなると公務の官僚的な反動ではなくて、民主的な進歩の機関として、やはり中立性を持つ機関が必要であろうと考えております。

○矢嶋三義君 そういう角度から、この小笠官房副長官から示されたメモなんかは論議の余地のあるものではありますか。

○政府委員(浅井清君) これは素案でありますて、その中に疑問の点もいろいろありますから、われわれといましましては、これをよく検討してやつておるところでございます。

○矢嶋三義君 それでは、大体昨日の読売の夕刊に出たこの記事というものは、相当信憑性のある記事ですね。あなた、これを読んでいますか。人事院の態度として、読売の夕刊に報ぜられていますが、それを王に今私が質問をしましたところが、大体あなたの意見は肯定されているから、これは信憑性のある記事だと、かように私は判断し

○政府委員(浅井清君) 新聞の記事はいろいろありますので、それを直ちにここで確認せよと仰せられました。それはあれでござりますけれども、ただいま私の申しましたことは、これは国会の席上で申し上げましたことでございます。

○矢嶋三義君 そこで、もうちょっとと総裁の意見を聞くために、そのメモなるものの内容なんですがね。でないと、総裁の意見を聞くのに工合が悪いわけですが、次官会議で内定、あるいは次官会議の段階においては決定されたもの、それが人事院にメモとして呈示された以上は、行政管理庁は当然知っているはずです。これは人事院総裁としては立場上、ちょっと述べられることを差し控えるというのを私了とします。しかし行政管理庁としては答弁すべきです。答弁要求します。どういふものだと了承していますか。了承していかなければ推察しておりますが、

御答弁願います。

○政府委員(山口酉君) 次官会議といふものは、これは連絡機関でございまして、ここで決定するとか何とかといふことは、新聞あたりには書いておりますけれども、そういうものではございませんので、決定は……。

○矢嶋三義君 意思の統一をはかる、法律的な決定でなくして、

○政府委員(山口酉君) それで今おそらく人事院にいつたものと同じものじやないかと思いますが、非常に基本的な線だけしか出ておりません。それで、その趣旨は大体第四次行政審議会の答申の線に沿つておるようになっております。

おります。ただ、いろいろ技術的の問題もあると思いますし、具体的にどういろいろな仕事の内容が分かれるのか。これは人事院とも打ち合わせをしておるのではないかと思いますが、現在関係の事務当局が集まって作文をしておる段階でございます。

○矢嶋三義君 内容少し触れて下さ

い。

○政府委員(山口酉君) ただいま手元に要綱がございませんが、大体のところは勧告権のうち、従来給与待遇の改善等につきまして持つております

た人事院の勧告権はそのまま認めております。それから試験、公平裁定、職員団体に関する事項といふようなものは人事院に入っております。それから

人事局を総理府に設置するということにいたしまして、そこで級別定数の問題、職階の問題、それから総合調整と申しますか、人事行政の総合調整といふようなものを人事局に入れる予定になつております。

○矢嶋三義君 人事院總裁。大体メモの内容はそりいふものですか、よけい違いますか。

○政府委員(浅井清君) それはちょっと申し上げかねるのですが、これが、これは官房副長官から私の方へ渡されました政府部内の文書でござります。すから、これをすぐ国会で発表するこ

とは、人事院の立場としてできないのであります。どうぞその点は御了承願いたいと思います。

○横川正市君 関連して、私は非常に不思議に思つて、機構上の問題でいろいろ検討する要素があると思うのであります。ですが、この図解でいくと、内閣に内

閣官房、法制局、人事院、閣僚審議会、国防会議、憲法調査会といふものがありますが、その中の法制局、閣僚審議会、国防会議、憲法調査会といふのは大

きく置くとかはつきりいたしております。それから人事院の場合には内閣の所管のもとにいうふうに、設置しか置くとかいはつきりしたあれはないか、所管のもとにという言葉を使つてあるのですが、その内閣との関係に

所管のもとにいうふうに、設置しか置くとかいはつきりしたあれはないか、所管のもとにいう言葉を使つてあるのですが、その内閣との関係に

次官会議の結論、それから内閣の結論といふものは人事院に渡されたといふことは、これは一般の文書であつて、別に取り立てて秘密にしなければならないものでもないんじやないか、ことに新聞がことについて明らかにしてあります。たとえば、あなたから特別何か発表しがたいものだといふような外交文書のような格好でやられる必要のないものだとこう考えるのですが、御見解を承りたい。

○政府委員(浅井清君) 従来も人事院と内閣とはいろいろ文書をやり取りすれば、これは別問題でございます。別に外交上の秘密文書ではございませんけれども、これに属する程度の私は独

立機関としての人事院といふものがあつてしまるべきじゃないか、こういふふうに考えるわけなんですが、その観点から、今の次官会議の結論によつて、内閣から人事院に、人事院改組について、内閣から人事院に、人事院改組についての文書が渡されたといふことに差し控えたいと思つております。たゞ、内閣の方からこれを発表するといふのなら、これはまた別だらうと思ひます。

○矢嶋三義君 成文化が終わらなくて、内閣が発表するわけにはいかない。私も、私から発表するわけにはいかない。こう言つておりますけれども、それはこの図解からいきますと、全く並んで、総裁としては、それは内閣が発表するのであればかまわなければど

うも、私がから発表するにはいかない。この図解からいきますと、全く並んで、総裁としては、それは内閣が発表するのであればかまわなければど

うも、私がから発表するにはいかない。この図解からいきますと、全く並んで、総裁としては、それは内閣が発表するのであればかまわなければど

うも、私がから発表するにはいかない。この図解からいきますと、全く並んで、総裁としては、それは内閣が発表するのであればかまわなければど

うも、私がから発表するにはいかない。この図解からいきますと、全く並んで、総裁としては、それは内閣が発表するのであればかまわなければど

うも、私がから発表するにはいかない。この図解からいきますと、全く並んで、総裁としては、それは内閣が発表するのであればかまわなければど

うも、私がから発表するにはいかない。この図解からいきますと、全く並んで、総裁としては、それは内閣が発表するのであればかまわなければど

うも、私がから発表するにはいかない。この図解からいきますと、全く並んで、総裁としては、それは内閣が発表するのであればかまわなければど

うも、法律案の概要を見れば大体わかりますよ。

○政府委員(浅井清君) これは、法律案にはなつていないのでございます。○矢嶋三義君 出されるであろう法律案のその概要ですね、その項目に書いてあると思うのですよ、持つていった

○政府委員(浅井清君) これは、法律案には、それを見れば、この改組によっては、現在の人事院と、改組された後の人事院はおよそどういうものになるという骨子はわかるはずですよ、

○矢嶋三義君 人事院としては、内閣の所轄になつておられますから、これはやはり一つの独立性を持つておるわけでございます。

○政府委員(浅井清君) これは現行が内閣の所轄になつておられますから、これはやはり一つの独立性を持つておるわけでございます。

○矢嶋三義君 この点は、人事院としては、その骨子について、非常に不明で、疑問を持たれて、これはたださ

なればどうなるのかはつきりしない

○政府委員(浅井清君) まず第一に、

人事院といふものはどういうふうになつたね、それはどういふうでございました。

○横川正市君 人事院は内閣の所轄であります。ただいま人事院は内閣の中

ござりまするけれども、これは総理府の外局になるのか、内閣の所轄になるのか、そういうことはメモに書いてございません。そこで新聞等に発表され

たといふものもございますが、われわれは内閣と折衝いたしますする場合に、内閣から渡されたメモによつて、これはやはり交渉するのが当然でござります。

○政府委員(浅井清君) これは全体で、事務を分掌させるということになりますと、これは実際に法案を事実作成してみないと、どのような事項が人

事院の所管に残つて、人事院規則でやるのか、どういうふうな事項が、これ

は総理府令でやるといふことになるのか、なかなかわかりにくいでございます。それで不明な点があると言つたので、われわれとしては、これまで不

明な点があると言つたので、われわれとしては、ちょっと私

でやるのか、試験の実施を人事院でやるのかわからぬのであります。だんだんそういう点があると思います。

○矢嶋三義君 それでは、ちょっと私は内閣の所轄になつておられますから、試験制度も人事院でやるといつても、試験制度も人事院でやります。

○矢嶋三義君 それでは、ちょっと私は内閣の所轄になつておられますから、試験制度も人事院でやります。

○政府委員(浅井清君) これは現行が内閣の所轄になつておられますから、これはやはり一つの独立性を持つておるわけでございます。

○矢嶋三義君 この点は、人事院としては、その骨子について、非常に不明で、疑問を持たれて、これはたださ

なればどうなるのかはつきりしない

○政府委員(浅井清君) まず第一に、

人事院といふものはどういうふうになつたね、それはどういふうでございました。

○横川正市君 人事院は内閣の所轄であります。ただいま人事院は内閣の中

いと思うのです。あえて御所見を伺いたい。
○政府委員(淺井清君) それは仮定の上に立つてのお話でござりまするから、私は矢嶋さんの御意見は尊重いたしますけれども、これに対してもうふうにやるかは、これは全くわれわれとしては、態度はきめておりません。
○矢嶋三義君 すいぶん奥歯にものがあるはさまたたことを言つておる。あなたがは先ほど與ましそうな、ある程度抵抗するという意思を確認したわけですが、これはそういうことになるとすれば、納得できないのでしよう。どうですか。
○政府委員(淺井清君) 納得できないというのは、どういう意味ですか私は存じませんが、矢嶋さんのお立場からほそりでございましょうけれども、われわれとしては、われわれの考えていいように、人事行政の構成が保存せられ、公務員の利益が保護せられれば、私はそれでいいと思っております。ただし、私は内閣に何でもまかせてやる、こういう意味ではございません。
○矢嶋三義君 ではここはちょっとと具体的に聞きますが、あなたは頼りないところがありますよ。具体的に聞きますが、与党の力が非常に加わっていますよ。検事諸君が言つておるが、近ごろ検察行政を預かっている検察官の人事さえ、政党、はつきり言いますか、手づるからなったのだと言つていますよ。こういう検察官の人事行政まで、政党的の息がかかるって参つておる。他の一般行政官庁はもちろんです。だからある

場合には、一段階も二段階も特進をして、そして榮転とか、人事行政が行なわれるような場合、そういう場合には、人事院にしても、あるいは地方の院委員会にしても、承認が必要から、異議の申し立てがよくあります。しかし、最近大分ありました問題で、が起こっていますけれども、何かの思惑で特進して、級づけを特に優遇してやううといふ場合、院委員会に承認を求めて、院委員会は、それは適当でないと、こういう抵抗を示して、そしてそういうような片寄ったへんぱな人事行政がなされないさまざまになつてゐるわけですね。これは公正といふ立場で公務員を保護しているわけですね。そういうものが、今のようになつたら全然できなくなりますよ。内閣には人事局といふものが対していささかも人事の総合調整から、人事行政の企画面まで持つちゃつたら、任用を持つてしまつたら、それに對していささかも人事院が今までのような抵抗ができるといふことになれば、公平な、あるいは中立性、それから民主的な人事行政といふものは、後退せざるを得なくなる。こういう傾向については、人事院の使命からして、賛成いたしかねることだらうと思うのです。その点を伺つておきます。

○矢嶋三義君 そこで、もう一つ確認しておいて終わりたいと思うのですが、あなたのところでは、要するに、こういう考えなんですね。ILO条約と人事院の改組を結びつけるということにつけては、了解しがたい、これは別個のものなんですね。それから、小笠官房副長官から示されたものは、内容が不明確であるから、早急にその点を問い合わせして、そして人事官会議を開き、人事院としての態度を決定し、憲書を公表をする。それが従来の人事院の使命としたところの民主的な公正な人事行政、公務員を保護し、行政の中立性を確保すると、こういふ線からもやはり人事院としては賛成いたしかねる、こういうお考えだと了解してよろしくうござりますね。それから、事は非常に急いでいるわけですが、小笠官房副長官とメモの内容について十分意見の交換をして人事院の態度を決定するのは、時間的に言うていつになるのか、それを私は聞いておきたいと思うのです。でないと、一部新聞にも出ておりますのが、さつきもまことに私は失礼なことを申し上げましたけれども、あなたの部下の中には、今度はあまり人事官もわれわれのためにがんばってくれないのでやらないだろうかと、こういう危惧を抱いているあなたの部下もおられますので、緊急に伺つたわけです。

るから、それはないと思います。
第一の ILO 条約との関係でございま
すが、われわれとしては、人事院改組の問題と ILO 条約批准の問題とは、ど
ういうふうに必然的に結びつくかに歸
いがあると思っております。しかし、
政府与党のお考えとしては、それが糺
びつけると、こう思っておられるよ
うございます。これは意見の相違だる
うと思つております。
それから第二に、國交権が返れば別
でございますが、そうでない限り、民
主的な中立的な人事院の機構と
のは必要であると、こういふことは、
さいぜんも申し上げた通りでございま
す。
それから、小笠官房副長官から事務
秘書長にもらいましたものは、ただ單なる
簡単な項目書きでござりまするから、
これについては、もうすでに一部お尋
ねもいたしましたし、今後も連絡をいた
したいと思つております。
○山本伊三郎君 矢嶋委員の質問紙等
中でございますが、これに關してもう一
つだけ、これは行政管理庁にお尋ねし
ておきたいのですが、現在 ILO 批准
に伴う国内法の整備で人事院の改組が
どうとうと出てきております。もちろん
行政審議会の答申は出しております
けれども、問題が提起されたのは、
われわれの感覺では、ILO 条約の審
議に因連しておると思うのです。そ
で、この問題は、法律案が出されれば
もっと追及いたしますが、この ILO の
条約八十七号批准による国内法整備に
ついて、行政管理庁の管轄として法律案
の問題のあるのはどれとどれか、人
事院の改組ももちろんそうだと思います。

○政府委員(浅井清君) それは前の速記録に述べた通りでござります。

○山本伊三郎君 それでいいんですね。

この法律は、公布の日から施行する。

○委員長(中野文門君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を起こし

て。 本日の委員会はこれをもつて散会いたします。

午後三時三十六分散会

四月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、建設省設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月一日)

四月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律

外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第六条中第六項を第八項とし、第一項から第五項までを二項ずつ繰り下げる、同条に第一項及び第二項として次のように加える。

外務省に、外務審議官一人を置く。

2 外務審議官は、命を受け、重要な外交政策の企画立案及びその実施に関する事務を総括整理する。